

答申書

(答申第23号)

平成30年6月29日

福井県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した個人情報の開示請求に対して、第2の2のとおり福井県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部開示決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成29年4月10日付けで、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、次の内容の個人情報開示請求を行った。

平成29年度福井県公立学校教員採用選考試験 二次試験における審査請求人に
関する情報一切 二次試験に関する面接個票（メモ等を含む）等一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年4月28日付け学振第3210号による個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

〔本件処分の内容〕

開示請求に係る個人情報の記録された公文書の名称	文書No.	決定内容	開示しない部分	開示しない理由
1 適性検査評価一覧 (内田クレペリン検査)		一部開示	・審査請求人以外の受験者の評価	条例第15条第2号（審査請求人以外の個人情報） 審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため
			・評価一覧表表題、総合評価、評価の観点の各欄の記載事項、検査を取り扱う法人の名称・住所・電話番号・FAX番号	条例第15条第6号（事務執行情報） 県が行う教員採用選考試験に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
2 福井県公立学校教員採用選考試験 小論文 原稿用紙	対象公文書1	非開示	・全て	条例第15条第6号（事務執行情報） 県が行う教員採用選考試験に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
3 個人面接記録票	対象公文書2	一部開示	・個人面接員の氏名	条例第15条第2号（審査請求人以外の個人情報） 審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため

				・総合評価、評価の観点の各欄の記載事項、備考	条例第15条第6号（事務執行情報） 県が行う教員採用選考試験に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
4 集団討論評定票	対象公文書3	一部 開示	・集団討論試験員の氏名	条例第15条第2号（審査請求人以外の個人情報） 審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため	
			・総合評価、評価の観点の各欄の記載事項、備考	条例第15条第6号（事務執行情報） 県が行う教員採用選考試験に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	
5 平成29年度福井県公立学校教員採用選考試験第2次選考の結果について（通知）		開示			

3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月25日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

実施機関は、平成29年10月2日付け学振第3530号で、条例第39条第1項の規定により、福井県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、質問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分のうち対象公文書1の全ての部分、対象公文書2の個人面接員の氏名以外の部分および対象公文書3の集団討論試験員の氏名以外の部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

対象公文書1は全面的な非開示であり、一部開示された対象公文書2および対象公文書3では総合評価を含めた記載事項のほぼすべてが非開示であり、公文書「平成29年度福井県公立学校教員採用選考試験第2次選考の結果について（通知）」に記載された面接得点、小論文得点が算出された根拠となる理由をなんら知ることができない。

ア 福井県公立学校教員採用選考試験 小論文 原稿用紙について

対象公文書1の小論文評価に関して、実施機関は小論文の原稿用紙を開示した場合、採点者が重視した内容が個別に判明するなどした結果、採点基準が推定されることとなり、評価が高くなることを重視した偏った受験対策が行われると主張しているが、教員採用選考試験は選考試験ではあるものの、事実上一定の採用数を争う競争試験的な性格は否定できず、受験対策が行われることは事実上不可避であるといえる。したがって係る理由を根拠にすることには同意できない。

また、開示することにより、今後対象者からの反論や非難があることを危惧し、否定的な評価の記載を差し控えたり、画一的な評価の記載にとどまったりするなど、評価を適切かつ公正に行うことができなくなり、教員採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという主張に関しても同意できない。

教員採用試験は公の性質を強く持つものであり、採点者はその責務を担う立場であるから、職務として採点・評定を下すべきものであり、下した評定は個人情報開示の原則から本人へ開示されてしまうべきものと考えられる。

今回、面接委員名や試験員名（採点者名を含む）の開示を求めているわけではないので、採点担当者が受験者からの反論や非難があることを危惧することを理由にすることはあたらないと考える。

イ 個人面接記録票および集団討論評定票について

一部開示と判断された対象公文書2および対象公文書3については、詳細な判定基準にかかる記載部分はもとより、評価ランクすら一切非開示とされており、過去に行った他府県・政令市等での開示請求で得られた情報開示量にはるかに及ばないものである。

弁明書では、実施機関が主張する「開示した場合、受験者がそれを意識した偏った行動をとる」という部分に関して、具体的な論拠となる事例等がまったく示されておらず、推測あるいは憶測に基づいた意見であると考えざるを得ない。むしろ面接検査における基準（観点等）は広く公表すべきであると考える。

また、開示することで、教員採用試験事務の適正な遂行にどの程度の支障が生じるのかについて、実施機関からの具体的な言及が全くない。にもかかわらずこの主張をこのまま認めることは、今後あらゆる局面でこの道理が適用されることにつながりかねず、個人情報開示の原則から大きく逸脱しかねないと考える。

(2) 訂正請求権の担保について

条例第26条において、開示された自己を本人とする個人情報に誤りがあると認められるときは、その訂正の請求をするとできると規定されているが、請求したほとんどの個人情報が事実上非開示では、この規定に基づく権利の行使が「絵に描いた餅」になりかねず、個人情報保護を担保する上でも、対象公文書1から対象公文書3までの情報開示は必要であると考える。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

福井県公立学校教員採用選考試験は、筆記試験（一般教養、教職専門、教科等専門）、実技試験、小論文、面接、集団討論などにより、実施機関が受験者を総合的に判断するものである。

(1) 福井県公立学校教員採用選考試験 小論文 原稿用紙について

小論文評価については、与えられた課題に対してどのように論ずるかを見ることによって、教育に対する知識や考え方等を総合的に判断するための重要な資料となるものである。

評価方法の詳細については、公表しておらず、対象公文書1の小論文原稿用紙を開示した場合、採点において採点者が重視した内容が個別に判明するなどした結果、採点基準が推定されることとなり、評価が高くなることを重視した偏った受験対策が行われることにより、教員としての適格性を正確に判定することが困難となる。

審査請求人の小論文からは、採点者が重視した内容が個別に判明することはないかもしれないが、一律に受験者の答案を開示することとなれば、採点者のメモや着目した箇所を示す傍線等から採点者が重視した内容が個別に判明する可能性がある。

また、採点者が予断を持たず正確な評価を行うことが不可欠であるところ、開示することにより、今後対象者からの反論や非難があることを危惧し、否定的な評価の記載を差し控えたり、画一的な評価の記載にとどまったりするなど、評価を適切かつ公正に行うことができなくなり、教員採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 個人面接記録票および集団討論評定票について

個人面接評価、集団討論評価については、面接官が本人と面談することおよび集団の中での討論の様子を見ることにより、受験者の発言内容、態度、所作などを通じて、直接、人物的な側面から、受験者の能力や資質、適性等を判定する重要な手段である。

対象公文書2の個人面接記録票および対象公文書3の集団討論評定票は、面接等において、受験者の能力等を判定するために、何を重視し、評価するかについての基準が示されており、これらを開示した場合、受験者がそれを意識した偏った行動をとることにより、受験者本来の姿をとらえ、教員としての能力や資質などを正確に判定することが困難となる。

また、面接官および試験官が予断を持たず正確な評価を行うことが不可欠であるところ、開示することにより、今後対象者からの反論や非難があることを危惧し、否定的な評価の記載を差し控えたり、画一的な評価の記載にとどまったりするなど、評価を適切かつ公正に行うことができなくなり、教員採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

特に、教育という人を育てる職業は、知識はもちろん、社会的な常識、倫理観、使命感、責任感なども適切に評価する必要があるため、直接受験者と相対して、どのような人物であるかを測る面接評価という手法が正しくとれなくなると、ペーパーテストは優秀であるが、誤った倫理観を持った、责任感のない教育者として不適切な人物を採用してしまう可能性もある。ひいては、教育制度そのものが維持し得なくなるおそれもある。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、条例第15条第2号または同条第6号に掲げる非開示情報に該当することを理由に一部開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、対象公文書1の全開示ならびに対象公文書2の個人面接員の氏名以外の部分および対象公文書3の集団討論試験員の氏名以外の部分の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第15条第6号（事務執行情報）の該当性について

条例第15条第6号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示情報として規定し、同号イで「監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に關し、正確な事實の把握を困難にするおそれ」、同号ロで「個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に關し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を例示している。

「試験」とは、県がその権限に基づいて行う採用試験、資格試験等をいい、「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査に基づき、特定の職業、地位等に就く適任者を選定することなどをいう。

(1) 福井県公立学校教員採用選考試験 小論文 原稿用紙について

小論文評価については、与えられた課題に対してどのように論ずるかを見ることによって、教育に対する知識や考え方等を総合的に判断するための重要な手段であると考えられる。

採点における「評価の観点」については、試験実施後に公表しているところであるが、対象公文書1の小論文原稿用紙を開示した場合、採点において採点者が重視した

内容が個別に判明することとなり、それらの個別の開示事例を集積していくれば、「評価の観点」以上の具体的な採点基準が推定される可能性がある。

小論文試験は筆記試験と異なり、知識だけではなく、受験者の教育に対する考え方も含めた総合的な評価のために行うものであり、受験者が、推定される採点基準に基づく高評価を意図した対策を取り得ることとなると、教員としての適格性を正確に判定することが困難となり、教員採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、対象公文書1が条例第15条第6号の非開示情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

(2) 個人面接記録票および集団討論評定票について

個人面接評価および集団討論評価については、面接官が本人と面談することおよび集団の中での討論の様子を見ることにより、受験者の発言内容、態度、所作などを通じて、直接、人物的な側面から、受験者の能力や資質、適性等を判定する重要な手段であると考えられる。

対象公文書2および対象公文書3は、面接等において、何を重視し、評価するかについての基準が示されており、これらを開示した場合、上記の小論文の場合と同様、受験者本来の姿をとらえ、教員としての能力や資質などを正確に判定することが困難となり、教員採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、非開示部分のうち、個人面接および集団討論の評価項目については、試験実施後に公表しているが、個人面接員や試験員が当該部分に評価やコメントを記載している場合もあることから、評価項目を含め非開示としたことに特段不合理な点は認められない。

したがって、対象公文書2および対象公文書3のうち評価に関する情報が条例第15条第6号の非開示情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 訂正請求権の担保について

審査請求人の訂正請求権の担保に関する主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書は、条例第15条第6号の非開示情報に該当し、一部開示決定をした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年10月 2日	・ 諮問書の受理
平成29年10月31日	・ 審議（第1回）
平成29年11月30日	・ 審議（第2回）
平成29年12月18日	・ 審議（第3回）
平成30年 1月22日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第4回）
平成30年 3月19日	・ 審議（第5回）
平成30年 4月23日	・ 審議（第6回）
平成30年 5月28日	・ 審議（第7回）
平成30年 6月29日	・ 答申

福井県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稻 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	